

高齢者医療保険料の見直し 早わかり Q&A

Q 今年度から、高齢者医療保険料の均等割の軽減特例を見直すのはなぜですか？

A 保険料均等割の軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設（平成20年）から当面の暫定措置として特例的に実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給にあわせて制度本来の仕組みに戻すこととされていきました。医療保険を将来にわたり安心できる制度にするための見直しであることをご理解ください。

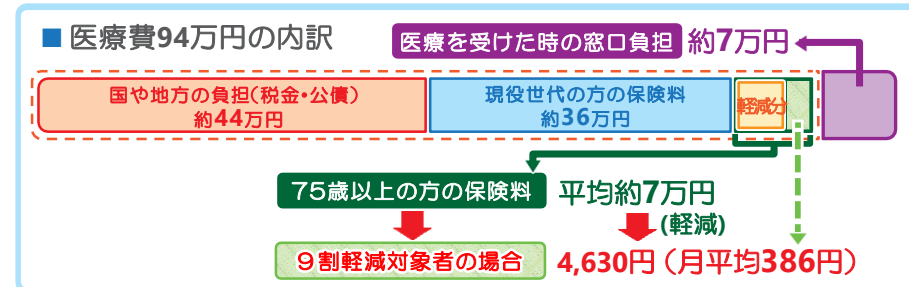
Q 今年度8割軽減になる人は、来年度以降も8割軽減ですか？

A これまでの9割軽減にあたる所得の方については、今年度は8割軽減、来年度（令和2年度）以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

（注）今年度は、2割分の特例措置に対する国庫補助が10月以降廃止され、通年での8割軽減に相当します。来年度（令和2年度）以降は、2割分の特例措置に対する国庫補助が完全に廃止され、本来の7割軽減となります。

高齢者の皆様の医療費の現状

75歳以上の方の場合、年間の医療費は被保険者1人当たり平均で94万円です。医療費の大半は、**国や地方の負担(税金・公債)**、**現役世代の方の保険料**でまかなわれています。安定した制度とするための医療保険料の見直しについて、ご理解ください。



（注）上図は、以下を基に算出したモデルとなります。

- 年間の1人当たり医療費：「医療費の動向調査（平成29年度）」によるもの。●一部負担金：医療費に実効負担率7.91%（平成28年度）を乗じたもの。●75歳以上の方の保険料：平成30年度・令和元年度（平成31年度）全国平均より算出したもの。
- 9割軽減対象者の場合：令和元年度（平成31年度）愛媛県の保険料率により算出したもの。

見直しに関するお問合せはこちらまで

医療保険料の見直し

愛媛県後期高齢者医療広域連合、お住まいの市町の担当窓口まで

介護保険料の負担軽減

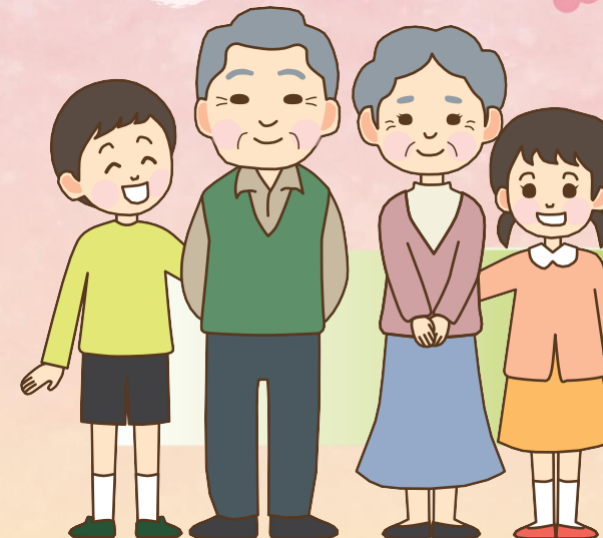
お住まいの市町の担当窓口まで

年金額の改定、年金生活者支援給付金の支給

- 年金額の改定については、6月上旬に改定通知書を日本年金機構からお送りします。
- 年金生活者支援給付金の対象となる方※には、9月頃に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類をお送りします。
※年金受給者の方で、所得等が一定額以下などの支給要件があります。
- 年金関係のお問い合わせは、ねんきんダイヤルまで（0570-05-1165）

高齢者医療制度の保険料均等割が
9割軽減の対象となっている方

75歳以上で
年金が
80万円以下
の皆様へ



医療保険料の見直しなど
について、お知らせがあります。
詳しくは中面をご覧ください。

大切なお知らせです

これまで医療保険料が9割軽減となっていた方（年金収入80万円以下）はご覧ください。

※世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない方（年金収入の場合、80万円以下の方）。

所得の低い高齢者の方の介護保険料については、今年度、保険料の負担がさらに軽減されます。^{（注1）}
これにより納付額は、**月平均440円軽減**されます。

所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、年金生活者支援給付金の制度が始まります。^{（注2）}
これにより**基準額月5,000円が支給**されます。

なお、今年度の年金額は、昨年度に対して**0.1%の増額**となります。

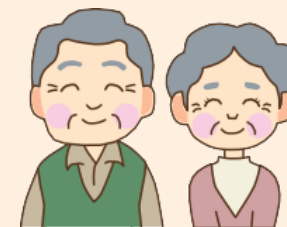
高齢者医療保険料については、今年度、保険料均等割が**9割軽減から8割軽減**に変わります。
これにより納付額は、**月平均で386円から773円**になります。^{（注3）}

（注1）介護保険料は、平成30年度～令和2年度の全国平均より算出。半年度分の軽減額を年度平均した額であり、実際の金額は、保険者ごとに異なります。また、同一世帯に課税者がいる場合は対象外となります。
（注2）金額は、保険料を納めた期間等によって異なります。また、老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件①～③をすべて満たしている必要があります。①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方、②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方、③前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方。なお、お支払いは、基本的に10、11月分を12月中旬（年金の支払い日と同日）に行います。
（注3）高齢者医療保険料は、令和元年度（平成31年度）愛媛県の保険料率により算出。

詳しくは右面をご覧ください。

介護保険料の負担軽減・年金生活者支援給付金の支給

年金収入等が80万円以下などの要件を満たす場合は、以下のような介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。



年金生活者支援給付金の支給
（基準額月 5,000円 ※1）

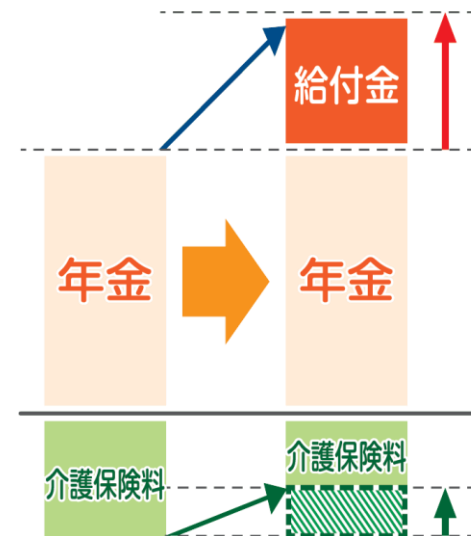
※1 保険料を納めた期間等により支給額は異なります。

例

介護保険料の軽減
（月平均 440円軽減 ※2）

※2 保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。

保険料 納付済期間	給付金額 （月額）
480月	5,000円
240月	2,500円
120月	1,250円



- 介護保険料の軽減額は保険者ごとに異なります。
- 年金生活者支援給付金の金額は、受給中の年金の種類や所得額によっても異なります。

高齢者医療保険料の見直し

- 年金収入80万円以下などの要件を満たす方の軽減率は法令上**7割軽減（月平均1,160円）**ですが、これまでは**特例的に9割軽減（月平均386円）**でした。
- 今年度は**8割軽減（月平均773円）**になります。

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年度の前半（4月～8月）は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半（10月～2月）で年間の保険料を調整します。
引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。

（注）口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。

引き落とし金額の例

平成30年度 年額4,630円（月平均386円）						今年度 年額9,270円（月平均773円）					
700円	700円	700円	930円	800円	800円	800円	800円	800円	2,470円	2,200円	2,200円
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

（注）掲載した金額は、令和元年度（平成31年度）愛媛県の保険料率により算出。